

主任介護支援専門員の更新に必要な研修のお知らせ

【主任資格の有効期間】

- 主任介護支援専門員の有効期間は、主任介護支援専門員研修修了日から起算して5年間です。
- 主任資格の有効期間は主任介護支援専門員研修修了証明書に記載されています。

【主任資格の更新に必要な研修】

主任介護支援専門員更新研修

- 主任介護支援専門員更新研修を修了することにより、主任資格の有効期間と介護支援専門員証の有効期間を更新することができます。
- 主任介護支援専門員更新研修は、主任資格の有効期間満了日のおおむね2年前から受講が可能です。
(＊研修実施時期は変動する可能性があるため、主任資格有効期間満了日の前年度または前々年度を目安に受講してください。)

【介護支援専門員証の更新に必要な研修】

専門研修課程Ⅱまたは主任介護支援専門員更新研修

- 主任介護支援専門員研修を修了しても、介護支援専門員証の更新をすることはできません。
- 介護支援専門員証を更新するためには、介護支援専門員研修『専門研修課程Ⅱ』または、主任介護支援専門員更新研修の修了が必要です。
- 主任介護支援専門員更新研修を修了し、介護支援専門員証の更新交付手続きが完了する前に介護支援専門員証の有効期間が過ぎてしまう方は、主任介護支援専門員更新研修を受講する前に『専門研修課程Ⅱ』を修了し、介護支援専門員証を更新する必要があります。
- 介護支援専門員証の更新のための研修や受講時期は、介護支援専門員証の有効期間満了日によって各自違いますので、必ずご自身でご確認ください。

*主任介護支援専門員の有効期間内であっても、介護支援専門員証の有効期間が過ぎた場合には介護支援専門員の実務に就くことはできませんのでご注意ください。

【次回の更新に必要な研修について】

●主任資格の更新を希望する方

- ①『専門研修課程Ⅱ』を受講し、介護支援専門員証の更新手続きをする。
- ②主任介護支援専門員更新研修を修了し、主任の資格と介護支援専門員証の更新をする。(原則、主任資格の有効期間満了日に介護支援専門員証の有効期間満了日が揃います。)

*介護支援専門員証の有効期間満了日前に主任介護支援専門員更新研修を受講し介護支援専門員証の更新手続きが完了する場合には、専門研修課程Ⅱの受講をしなくとも介護支援専門員証の更新ができます。介護支援専門員証の有効期間をよくご確認のうえ、主任介護支援専門員更新研修の受講申込をしてください。

また、主任介護支援専門員更新研修修了後に主任資格の有効期間満了日と介護支援専門員証の有効期間満了日が揃いませんので、別々に管理することとなります。

●主任介護支援専門員の資格更新を希望されない方 または

●主任介護支援専門員更新研修の受講要件を満たさない方

(＊主任介護支援専門員として指導の経験がない等)

⇒『専門研修課程Ⅱ』を受講し、介護支援専門員証の更新をしてください。

【その他】

- ・住所や氏名等に変更がある場合には、遅滞なく届け出でください。
(「介護支援専門員登録事項変更届出書(第3号様式)」とその他添付書類)
- ・介護支援専門員法定研修の開催時期、受講要件及び内容等は改定等により変更となる場合がございますので、必ず福島県ホームページと研修実施機関のホームページをご確認ください。

お問合せ先【福島県高齢福祉課】 e-mail : kaigohoken2@pref.fukushima.lg.jp

福島県高齢福祉課ホームページ *各種様式はダウンロードのうえご使用ください。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21025d/kaigosien-syuninkousin.html>